



松前農業振興地域整備計画の見直しを行います

町では、総合的な農業の振興のため、「農業振興地域整備計画（農振計画）」を策定し、各農業施策を実施しています。

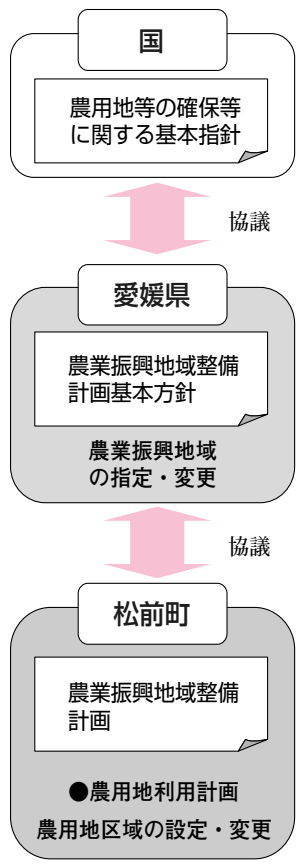
前回の見直し（平成元年度）から農業を取り巻く環境は変化しており、今後とも豊かで住みよい農業環境の確立のため、町では18年度から19年度にかけて農振計画の見直しを行います。

◆制度と仕組み

農業振興地域制度とは、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、優良農地を保全しつつ、総合的かつ計画的に農業の振興を図るための制度です。農地の宅地化が進展する中で、農業と非農業的土地利用との調整を図るとともに、今後とも長期にわたって農業の振興を図るべき地域を明らかにし、その地域に農業施策を計画的・集中的に実施することにより、土地の有効利用と農業の健全な発展を図ることを目的としています。

◆意向調査にご協力を

農振計画には、実際に農業に携わっている皆さんの経営上の問題や規模の拡大などに対する意向を反映させる必要があります。そのため意向調査を、2月に行います。対象者は、農家の方と農業振興地域内に農地を所有されている方や耕作をされている方です。意向調査票（アンケート）を対象となる方に直接郵送します。調査票に記入後、返送してください。



農業振興地域

「愛媛県」が農業振興を図るべき地域として指定した地域

農用地区域

『松前町』が農業上の利用を図るべき土地として設定した区域 [転用原則禁止]

設定要件	除外要件
<ul style="list-style-type: none"> ○ 次の土地については農用地区域に設定 ア 集团的農用地（20ha以上） イ 農業生産基盤整備事業の対象地 ウ 農道、用排水路などの土地改良施設用地 エ 農業用施設用地（2ha以上又はア、イに隣接するもの） オ その他農業振興を図るために必要な土地 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路などの公益性が特に高いと認められる事業に供する土地などは、農用地区域の除外が可能 ○ 上記以外で除外の必要が生じた場合は、次の要件を満たす場合に限り除外が可能 ア 農用地区域以外に代替すべき土地がないこと イ 土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと ウ 土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと エ 土地基盤整備事業完了後8年を経過していること

○ 具体的な除外（分家住宅など）の計画がある場合で除外要件に該当する場合は、個別除外の相談に応じます。所有地の分かる一覧表などを持参してください。

問い合わせ 役場産業課農林係 ☎ 985-4119